

災害対策法整備の課題

H23.9.20

武田 文男

京都大学特任教授、博士(情報学)、第一生命保険(株)顧問

アンケートを通じた自治体現場実務者の声

災害対策基本法の課題と解決の方向性に関するアンケート調査

- ・ 自治体キーパーソンの代表的・特徴的意見
- ・ アンケート結果の考察の整理

巨大災害対策としての法整備の課題に関するアンケート調査

- ・ 法整備が必要な項目の整理

東日本大震災等を踏まえ今後の災害に備える法制度の整備の課題

- ・ 災害対策法制の見直し検討項目(私案)

(注) 法整備の進め方についての留意点

アンケート調査の実施

- ・ 災害対策基本法の課題と解決の方向性
- ・ 法の運用に直接携わる自治体の災害対応実務者の「キーパーソン」に協力依頼
- ・ 「ありのまま」の率直な声を聞く趣旨
- ・ 自由回答形式による探索的調査
- ・ H21.9実施
- ・ 172件の意見・回答

アンケート結果からの 典型的な意見の抽出

- TRENDREADER(TR)によって、個々の意見(自由回答)を定量的に解析し、注目すべき典型的な自由回答を客観的に抽出し、分析・考察の対象にする。
[TR:防災研究所巨大災害研究センターで開発中の順序基準を考慮したTFIDFを用いた言語情報解析システム(佐藤ら, 2006ほか)]
- 典型的な自由回答
 - 代表的な自由回答: 綱羅性の高い意見
 - 特徴的な自由回答: 基準変数の値が高い(低い)自治体に特徴的な意見
- 解析に用いた基準変数: 被災経験の程度
 - (1)年平均り災者率
 - (2)累積災害救助法適用市町村数
- 典型的な意見の抽出結果
 - (1)の解析より 41件
 - (2)の解析より 44件
 - 上記の和集合 62件(分析・考察の対象)

アンケート結果から抽出された典型的な意見の一覧 拡大版 p1,p2参照

総則(24), 防災に関する組織(7), 防災計画(6), 災害予防(2), 災害応急対策(8), 災害復旧(1), 財政金融措置(2), 災害緊急事態(1), 雜則(1), その他(10)

アンケート結果の考察の整理

- A 必要な法整備を直ちに実現することができるもの
- B 一定の方向性のもと法整備作業を進めることができるもの
- C 対応の方向性を確認しながら法整備を進めるべきもの
- D 法のあり方について検討が必要なもの

アンケート結果の考察の整理 (1 / 3)

分類	主な意見を踏まえた災害対策基本法の課題
A 必要な法整備を直ちに実現することができるもの	(2)②防災会議の組織構成の弾力化 (3)①地域防災計画の修正手続きの見直し
B 一定の方向性のもと法整備作業を進めることができるもの	(1)⑥指定(地方)公共機関の整合性 (5)⑤損失補償等の規定整備 (10)②他の法律との関係の整理

アンケート結果の考察の整理 (2/3)

分類	主な意見を踏まえた災害対策基本法の課題
C 対応の方向性を確認しながら法整備作業を進めるべきもの	<p>(1)⑦自助・共助・公助の明確化、住民等の役割拡充</p> <p>(1)⑧自主防災組織の強化</p> <p>(1)⑨復興の明確化</p> <p>(1)⑪耐震化の明記</p> <p>(1)⑫災害時要援護者対策の明記</p> <p>(2)③大規模災害時の国レベルの対応</p> <p>(5)④避難指示等の国・県の関与</p> <p>(6)①復興の位置づけ</p> <p>(10)①住民・地域の取組みの具体化</p>

アンケート結果の考察の整理 (3/3)

分類	主な意見を踏まえた災害対策基本法の課題
D 法のあり方について検討が必要なもの	(1)①減災の位置づけ (1)②災害の定義の見直し・危機管理の根拠 (1)④政令指定都市の位置づけ (4)①予防規定の拡充 (5)①避難指示等の強制力 (5)②避難準備情報の位置づけ (7)①費用負担ルールの見直し (10)③国の危機管理専門対応機関の創設

アンケート調査[2]結果

- ・ 大規模・広域災害対応(19)
 - ・ 国・都道府県・市町村の役割分担(10)
 - ・ 自助・共助・公助、行政と住民の協働、自主防災組織(13)
 - ・ BCP等企業防災(11)
 - ・ 避難対策(8)
 - ・ 復興、被災者支援(15)
 - ・ 財政負担(9)
 - ・ その他(7)

拡大版 p3参照

巨大災害対策として必要と考えられる法整備の項目

	法整備が必要な項目（例）
自助・共助・ 公助と協働	<ul style="list-style-type: none">・自助・共助・公助の明確化・行政と住民との協働・自主防災組織の充実強化・要援護者避難支援対策の円滑化・BCP等企業防災の推進
復興への 取組み	<ul style="list-style-type: none">・「復興」の法的位置づけ・復興体制の整備・被災者支援の確保・被災地への財政支援
大規模災害へ の国の対応等	<ul style="list-style-type: none">・広域調整の仕組みの確立・国の関与の強化・国・都道府県・市町村の役割分担の見直し・避難対策の強化

東日本大震災等を踏まえ今後の災害に備える法制度の整備の課題

災害対策法制の見直し検討項目(私案)

別紙参照

- (1) 大規模災害への対応
- (2) 自助・共助・公助と協働
- (3) 復興への取組み
- (4) 自治体の機能喪失への対応
- (5) 被災者支援のあり方
- (6) 原子力発電所事故に関する災害対策の見直し
- (7) その他

[注] 法整備の進め方についての留意点

表 アンケート結果から抽出された典型的な意見の一覧
(総則、防災に関する組織)

章	区分 ⁽⁹⁾	課題及び解決の方向性	意見の定量結果 (diff ΣΣD, ave ΣΣD)	
			平均 り災者率	救助法適用 市町村数
(1)総則	(1)減災の位置づけ	1: 第2条第2号で、「防災」について、災害の未然防止、災害発生時における被害の拡大防止、災害の復旧を図ることと定義されているが、最近、実務では「減災」という言葉が定着している。被害軽減のための事前の備えを強調する観点から、「減災」の位置づけを検討はどうか。	a (209,193)	a (249,237)
		2: 第2条の災害の定義について、同条及び同法施行令第1条で灾害を定義してあり、テロに係る災害については、通知によっているところであるが、テロに係る災害についても、施行令等で明確に判るようにすることが望ましい。	a (106,151)	
		3: 具体的に災害に該当するかどうかの判断が、それぞれの実施主体に委ねられていることの問題がある。地方の主体性を尊重する観点から、基本的には妥当と考える。しかし、例えば、災害応急対策として強制権限行使の判断を迫られたときなど問題が生じると想われる。具体的な解釈基準が示されることが望ましい。	d (-885,1953)	c (-318,726)
		4: 第2条「災害」の定義が広すぎて適用が難しい、新型インフルやテロなど犯罪に由来する危機事象等を災害対策基本法でひとくくりに対処することには無理が生じる。当基本法は気象災害や自然災害など限定的な危機事象への適用とし、事故災害も含めそれ以外の危機事象は別の法律を制定する方が機能的。		c (-503,618)
		5: 第2条第1号の「災害」には、自然災害や事故等の他、「テロ事件に起因して発生した災害」についても、災害対策基本法の適用が排除されるものではないとされていることから、地域防災計画の他に、第2条第1号に規定する自然災害や事故等を含め、危機管理全般に及ぶ危機管理計画を策定して対応している。	d (-660,1191)	d (-758,1053)
		6: 現行の災害概念が、都道府県、市町村として様々な危機事案に対処しなければならない実情に必ずしも適合していないこと等の問題がある。結論として、「災害」概念を拡張し、災害対策基本法で規定されている国、都道府県、市町村の基本的責務、役割分担の考え方、災害対策本部の機能、知事の権限等を災害以外の危機事案にも広く適用していくべきであり、こうした方向の法整備が必要である。感染症等については、個別法では総合的対応が予定されておらず、防災・危機管理体制を包括的に責任を持ち、対応しているが、法的根拠を明らかにすべき		d (-819,1737)
		7: 近年、「防災・危機管理」という概念で、国・都道府県・市町村を含め関係機関は、組織体制の整備や計画等を策定しているところであるが、自然災害や事故についてでは、災害対策基本法で定義しているものの、危機管理そのものを定義している法律ではなく、それぞれの機関が独自に「危機管理」を定義し、対策等を講じているのが現状である。このため、危機管理は、広義にも狭義にも解釈されることとなり、全国統一的な対応となっていない。よって、危機管理について盛り込むなど、災害対策基本法の抜本的な見直しも必要と考える。	d (-1099,1080)	d (-820,1116)
	(2)指定地方行政機関の機能	8: 指定地方行政機関が機能しているか、一部は過剰に機能しすぎていなかいか。		c (-519,259)
		9: 行政組織の地方公共団体において、政令市は直接住民と対応することなどから市区町村に含まれると解されている。しかしながら政令市は県に相当する権能を有し、より実態に沿った区分が必要。政令市の役割の明確化が必要。	a (131,216)	
		10: 災害対策基本法には「政令指定都市」という概念がなく、市町村の一つという整理がされている。通常時は政令指定都市として特別な位置づけで対応しているため、これまで行ってきた訓練等から県・政令市の間で災害時の情報伝達や指揮命令の迅速な対応が困難であることが、懸念される。	c (-580,566)	
	(3)独立専門部署の設置等	11: (課題) 都道府県、市町村において、地方分権、行政区域の拡大、集落の崩壊などの社会現象や、これまで経験したことがない局地的な集中豪雨、大型化する台風などの異常気象による自然災害に加え、新型インフルエンザなど新たな危機事案の発生に対処するためには、都道府県はもちろんのこと、これまで以上に市町村における防災体制の強化が必要となってきている。(解説に向けた方向性) 都道府県、市町村において、独立した防災専門部署を設置することについて、行政改革の最中であるため、「貢献」として明文化することは困難としても、「努力義務」までの規定を追加する。また、それに対する国の財政支援に関する規定を「国の責務」として明文化する。		c (-242,629)
		12: 指定(地方)公共機関について国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)の指定機関との整合がとられていないために、危機管理的な位置づけの対象となるものが災害カタログによって違っている。		c (-507,413)
	(4)助・共助・公助の明確化、住民等の役割拡充	13: 住民等の自助、共助の具体的な明記【課題】 災害対策基本法に基づく防災対策は、行政主体の防災対策となっているが、災害犠牲者のさらなる軽減を図るために、行政主体の災害対策のみならず、自助、共助に係る対応が求められる。【解説に向けた方向性】 災害対策基本法第7条に住民の責務の規定があるが、住民の役割や地域等の役割、対応等、自助、共助の規定を幅広く追加する。	c (-771,774)	
		14: 災害対策基本法は災害対策の基本となる法律であり、手続法として見た場合には、ほぼすべてを網羅している。しかしながら、人的被害の軽減といった観点からは、国、県、市町村、指定公共機関の責務については規定しているものの、住民や事業所の役割について言及している条項は極めて僅かとなっており、方向性としては、この部分の拡充が求められるのではないか。		c (-577,562)
		15: 第1章総則の第7条において、住民等の責務について定めているが、地域防災対策の基本理念である「自助」「共助」「公助」のそれぞれの分野による対策をより推進するためにには、住民及び地域コミュニティなどの責務、果たすべき役割及び自治体との協働などについて、災害対策基本法の全般にちりばめていくことが必要と考える。	c (-644,474)	
		16: 現行の法律では、国(第3条)、都道府県(4条)、市町村(5条)、指定・地方各公共機関(6条)、住民(7条)それぞれの責務が規定されているが、総体的に公共機関の災害対応が中心的内容となっている。伊勢湾台風以後の災害による犠牲者の減少は、ハード整備等公共機関の対応により一定の成果は見られるが、より一層の減災を目指すためには、「自助」「共助」「公助」による取組強化が必要。阪神・淡路大震災を契機として、減災のための「自助」「共助」「公助」による役割分担、連携はより重要性を増しており、その観点について法令上の明確化が必要である。	c (-567,699)	
		17: 自主防災組織の設置促進や形骸化した組織の活性化(災害時に真に機能する組織への転換)が課題であり、誘導施策を検討する必要がある。		c (111,206)
		18: 市町村の責務として、自主防災組織の充実を図ること(第5条第2項)や国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項の実施(第8条第2項第13号)が努力目標として規定されている。自主防災組織は、地域住民が自ら守ろうという連帯意識に基づく自主的な組織であり、災害時には出火防止、救出・救援、避難誘導、炊き出し等の活動を行う実働部隊としての役割を期待されているが、組織率の向上と活動内容の充実を図ることが課題となっている。	c (-474,1217)	c (83,945)
		19: 第8条第3項で、国及び地方公共団体は、災害発生時には、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならないとされているが、「復興」の概念が不明確で、また、具体的な規定がない。近年の都道府県の災害対策では、応急・復旧のみならず、復興対策も含めて一体的に検討、実施され、また、被災者の生活・住宅再建など復興対策の重要性も増していることから、より明確かつ具体的に規定すべきである。	a (328,320)	a (210,29)
	(5)緊急地震速報	20: (課題) 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため実施に努める事項として、第5号に「気象、地象、水象に関する観測、予報、情報等に関する」規定があり、第6号に「災害予報等改善」規定、第7号に「地震予知情報の周知方法の改善」規定が整備されているが、国策で進めている「緊急地震速報の活用」に係る規定が整備されていない状況である。(解説に向けた方向性) ある程度、過去の経験から事前準備、応急対策により被害拡大防止策が講じられてきた風土等と異なり、地震被害の未然防止策としては、「緊急地震速報の活用」が効果的であるため、国、地方公共団体等での利用促進を図る意味からも、新たに項目を追加するなど規定を整備する。	a (265,453)	a (246,361)
		21: 「耐震化」が第8条第2項各号に明記されていない。都市の防災構造の改善に関する事項(同項第3号)に含まれると考えられるが、地震防災上の重要性を考慮すると、明確に規定することが望ましい。	a (192,96)	
	(6)災害時要援護者対策の明記	22: 災害時要援護者対策は、近年の防災上の最も重要な課題の一つであり、国においても、市町村に対し要援護者の避難支援プランの策定を要請している。災害対策基本法においては、国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に実施に努める事項として、第8条第2項第14号で、「高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項」を挙げているが、要援護者対策の重要性を考慮して、条項を一つ起こし避難誘導体制の整備、避難所における支援等具体的に規定してはどうか。	c (70,769)	c (-96,736)
		23: 国及び地方公共団体は、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施(第8条第2項第14号)が努力目標として規定されている。災害時の要援護者対策については、第一義的には市町村が対応することとなっているが、要援護者に対する避難支援対策の一層の充実を図るため、市町村の取組みの促進に努めている。	c (-394,1130)	c (-284,966)
		24: 国及び地方公共団体は、防災上必要な教育及び訓練に関する事項の実施(第8条第2項第17号)が努力目標として規定されている。県では、大規模災害が発生した場合、様々な分野における応急対策を迅速・的確に実施するため、危機管理に関する専門的知識や行動力を有する人材の確保が重要であるとの認識のもと、将来において危機管理に関する中核的な役割を担う「危機管理専門員」の養成に取り組んでいる。	c (-201,786)	c (-398,763)
(7)防災に関する組織	(1)地方防災会議と災害対策本部	25: 第14条第2項に防災会議の事務が規定されているが、「災害に関する情報収集すること」、「関係機関との連絡調整を図ること」等について、防災会議で行った方がいいのか、知事等の首長の事務として行った方がいいのか、命令系統の一本化といった観点などから検討が必要ではないか。(第23条第4項には、災害対策本部と地方防災会議の連携の規定はあるが、) なお、現状としては、災害が発生した場合、地方公共団体の災害対策本部等が前記の事務を行っているところである。	a (155,523)	
		26: 第14条については、地域の実情に合わせて組織構成を柔軟にできるようにすることが必要ではないか。(現在は国・機関や指定公共機関、行政機関などで制約が多い)	c (-703,444)	c (-530,469)
	(2)地方防災会議の組織構成の弹性化	27: 都道府県の防災会議の指定機関が多い。国の場合は、各大臣プラスなので集めやすいが、都道府県ではそうはいきれない。したがって、都道府県防災会議の協議会も実務的に不可能になる。また、類似の地震防災警戒本部、国民保護会議や石油コンビナート本部と構成機関が少しづつ相違していることは情報共有という観点から問題であり、全ての災害、事故、国民保護事案に対して同じ会議が対応する方が良い。	c (-564,742)	c (-728,556)
		28: 防災分野における男女共同参画の推進という観点から都道府県防災会議への女性委員の登用が課題となっている。これは、災害対策基本法第15条に都道府県防災会議の組織が規定され委員の多くは職指定となっているため、現行法では女性委員を登用することが困難となっている。都道府県国民保護協議会の場合、国民保護法第38条で都道府県協議会の組織が規定されているが、法第38条第4項第8号で「国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者」とされており、有識者枠が設定されている。この枠を活用して女性委員の登用が可能となっている。災害対策基本法第15条においても同様な改正を加えて、有識者枠を設定することで女性委員の登用を図ることが可能となる。		c (-379,665)
	(3)大規模災害時の国レベルの対応	29: 国レベルにおいては、基本的に災害対応組織の設置基準が発生後となっており、大規模水害発生時における事前避難の指示、国民保護や国防事案などに対応困難。基準の設定が難しいが、災害等発生前の本部設置と対処権限の付与が必要。	c (-275,835)	c (-144,648)
		30: 危機管理の本部は、本来は災害の規模によって権限をより広域行政体の長に持っていくべき。		c (-511,414)
		31: 大規模地震対策特別措置法によって指定されて「地震防災対策強化地域」において警戒宣言が発令された場合の本部は「警戒本部」であるが、強化地域外は同法の対応ができないので災害対策基本法による「災害対策本部」を設置することになる。その構成や権限も考えても整合を考えた方が良い。	c (-954,707)	c (-680,527)

表 アンケート結果から抽出された典型的な意見の一覧
 (防災計画, 災害予防, 災害応急対策, 災害復旧, 財政金融措置, 災害緊急事態, 雜則, その他)

章	区分 ⁽¹⁾	課題及び解決の方向性	意見の定量結果 (diff Σ D, ave Σ D)	平均 り災者率	救助法適用 市町村数
(3)防災計画	①地域防災計画の修正手続きの見直し	32: 第40条第3項で、都道府県地域防災計画を作成、修正するときは、内閣総理大臣に「協議」することとなっているが、地方分権の時代にあって不適切であり、例えば「報告」に止めるべきである。都道府県地域防災計画は、防災基本計画に基づき作成、修正する、また、防災業務計画に抵触してはならないとの規定があり(同条第1項)、それぞれの計画の整合性を担保するには、これまで十分と思われる。		a (127,170)	
		33: 地域防災計画の修正手続について、現行法では、県計画については内閣総理大臣への事前協議(第40条第3項)、市町村計画については知事への事前協議(第42条第3項)を行わなければならぬが、いつ起きるか分からない災害に迅速・柔軟に対応するため、事前協議ではなく事後の報告又は届出とすべきである。		a (248,254)	
		34: 地域防災計画の修正について、法では修正協議は内閣総理大臣に行うこととなっているが、実態は各省庁の担当者宛てに修正案及び修正概要を送付することとされており、地方にとっては過重な事務負担となっていることから適正な運用を望んでいる。		a (97,131)	
	②軽微な変更の除外	35: 都道府県防災計画を現状にマッチした形に修正しようとしても、あらゆる総理大臣の協議と中央防災会議の意見をきくことが、法律上規定されている。ご承知のとおり、その間に、省庁担当者等から細やかな指示があり、相当な労力を要する。だったら、問題があつても放置しておくとなりはしないか。国の計画との整合性は理解できるが、法律を「報告義務」に変更すべきでないか。現場を知らない者の不要な介入こそが、災害対策基本法の本筋理念が損なわれることになる。当然、そこには地方団体に対する責任が明確になってくるのではないか。	c (-294,1117)	c (-364,919)	
		36: 地域防災計画の修正については、現場において、都道府県防災会議の開催や国との協議に相当の労力を要する(事務量や時間)。国民保護法に基づく国民保護計画の修正はただし書きの規定があり、軽微な変更(組織名称の変更など)は、協議事項の対象外になっている。災害対策基本法にも、ただし書きを設けるなり省令で定めるなりで現場での事務量の横並びを解消していただきたい。	c (-443,819)	c (-426,737)	
		37: 軽微な組織改正や緊急輸送路の区間の変更、ヘリコプター臨時離着陸場の変更など軽微な変更については、迅速な対応及び事務軽減を図るため、国への事前協議ではなく事後報告とすべきものと考えられる。	c (-626,499)		
(4)災害予防	①予防規定の拡充	38: 昭和34年の伊勢湾台風では、ゼロメートル地帯に居住していた住民が未曾有の被害を受けた。このような教訓を踏まえ、災害危険地域であると十分想定される地域において、居住用建物を建築する等の土地利用を実施する際には、想定される灾害を回避するための災害予防対策の実施を法令上義務づけるべきである。		a (127,147)	
		39: 災害に関する教育、防災思想の普及が第46条第1項各号に明記されていない。基本的な事項であり、明確に規定することが望ましい。	a (230,115)	a (102,73)	
(5)災害応急対策	①避難指示等の強制力	40: 避難勧告と避難指示とは2つとも強制力がないこともあり不明確。ひとつにまとめるべきと思うがどうか。 (44も同趣旨を含む)	a (259,267)		
	②避難準備情報の位置づけ	41: 避難指示、勧告の権限が市町村長に与えられているが、適切に執行されない場合もあり、都道府県知事に与える必要性や、避難準備情報の法的位置づけを検討する必要がある。	a (203,425)		
	③避難基準の策定	42: 住民避難については漠然としており、明確な避難基準等の作成を義務付けるなど避難勧告基準の策定に関する規定を設ける。	a (163,376)	a (213,294)	
	④避難指示等の国・都道府県の関与	43: 第60条に関して、避難勧告・避難指示の実施に係る基準を客観的に定めるよう位置づける必要がある。現在、個別に洪水予報や土砂災害警戒情報が出されているが、実際の避難命令とリンクしていないため避難の判断が遅れ、多くの被害が発生している。地域防災計画において、「災害が発生した場合あるいは発生するおそれがある場合に避難勧告・避難指示を発令する」という記載になっている市町村が多く、法律に位置づけることで回避することが可能。	a (166,567)		
	⑤損失補償等の規定整備	44: 特に近年において、市町村が避難勧告・指示等(第60条)を行っても、住民がほとんど行動をとらない事例がほとんどであり、その実効力が問題となっている。現行の法律での避難勧告・指示等の規定では、努力義務であり、罰則規定はないのが現状であり、何らかの形で強制力を持たせる必要がある。・避難勧告・指示の発令は、市町村長の責務となっているが、その判断の根拠となる情報を提供する国(気象庁等)や都道府県等も何らかの関わりを持つべきではない。 (41も同趣旨を含む)	c (-28,754)		
		45: 応急指揮(第62条～第86条)の規定は、いずれも災害応急対策を実施する上で重要な規定であるが、現実の適用例が全くない。中には適用例が全くない規定もある。国民の権利侵害につながる面があること、すべての措置が損失補償の対象となるわけではないことが、適用を控える方向で影響しているとも考えられるが、現実に厳しい判断を迫られたケースもない。応急公用負担や従事命令等の規定は国民の権利侵害に関わることであり、例えば要請、勧告を経て適用に至る等の段階的な手続き規定の設置を検討してもよいのではないか。	a (348,224)		
(6)災害復旧	①復興の位置づけ	46: 都道府県知事による従事命令等(第71条)は、災害発生後、災害救援法が適用されたことを前提としており、一方、災害の発生段階では市町村長からの従事の命令(第65条)となる。2つの命令の差異は、前者には費用弁償があるが、後者にはないことがある。この点が医療関係者等には強い不満がある。これを改正すべきと思うがどうか。	a (162,235)		
		47: 第84条に如事の従事命令に対する損失補償が規定されている。ボランティアにまで拡大し、保険制度などの規程を設けるべき。	a (153,111)	a (98,49)	
(7)財政金融措置	①費用負担ルールの見直し	48: 災害復旧は、施設の復旧(ハード)を想定していると考えられるが、阪神・淡路大震災では、応急対策の後の段階においても、被災者の生活支援、産業活動支援等が課題となつており、こうしたソフト面の支援対策(いわゆる「災害復興」と重なる部分もある)についても、考慮する必要がある。	a (253,126)		
		49: 第92条で、応援を受けた地方公共団体が費用を負担することが原則とされているが(都道府県間の相互応援協定においても同様)、平成19年の新潟中越沖地震では、消防庁が調整し、各府県から新潟県へ無償で物資を提供した。応援する側の負担とするケースも例外的であつてもよいと考えられ、考え方を明確にすることが望ましい。	a (192,122)		
(8)災害緊急事態	①緊急事態の布告の拡大	50: 災害の定義は法第2条及び施行令第1条に定められ、自然災害を念頭に置きながら大規模事故を加えている。また、法第94条(災害応急対策)に要する費用に対する国の負担又は補助で国の負担が定められているが、先のナホウカ号による油流出事故では国の費用負担の定めがなく、被災県及び全国知事会が国に対し財政的支援等を陳情した経緯がある。今後、街中に航空災害等が発生した場合の国の費用負担の在り方等、大規模事故発生時の財政支援措置のルールづくりをあらかじめ定めてほしい。	a (197,364)		
		51: 災害緊急事態の布告について、自然災害だけでなく、国民保護、国防、防疫についても拡大すべき。	a (166,102)		
(9)雑則	①防災功労者表彰	52: 第111条の防災功労者表彰については、防災思想の普及と自助、共助による防災力の強化を図るために、より積極的に運用するとともに、国民に対してこの制度の広報、PRを行う必要がある。	a (170,85)		
(10)その他	①住民・地域の取組みの具体化	53: 阪神・淡路大震災以後、災害対応における自助・共助の重要性が指摘され、住民や地域の取組について、総則において、住民等の責務(第7条第2項)、市町村による自主防災組織等の充実(第5条第2項)及び国・地方公共団体による自主防災組織の育成等(第8条第2項第13号)として規定されているが、災害予防や災害応急対策の際に、住民や地域が具体的に何をするべきかについて規定されていない。住民・地域の取組は自動的に行われることを前提としており、どこまで具体的な対応を書き込めるかについては十分な検討が必要であるが、住民・地域の取組を一層進めため、「防災計画」(第3章)、「災害予防」(第4章)、「災害応急対策」(第5章)等において、例えば、自主防災組織による地図住民の安否確認や地域の災害時要援護者の避難支援などの住民や地域が実施すべき取組について、具体的に規定することも一考に値するのではないかと思う。	d (-583,1137)	a (297,534)	
	②他の法律との関係の整理	54: 対象とする災害に、改令による事故灾害を加えているが、発生した事故に対する世論の他により、逐次拡大している。当該事故に関係する法令との役割分担を整理し、地方自治体の自防対策に係る負担を低減すべきである。油流出事故について海洋汚染防止法に基づく防除活動の手を添えて着岸した油の防除に関しては、災害対策基本法の考え方から、費用負担は別として、その多くを地方自治体が負らざるを得ない実態にある。海洋汚染防止法や国土保全の視点などを踏まえると、これら事故対策、特に予防対策や防除物資の備蓄に国が深く関わるべきであると考えており、対象とする事故とともに、関係法令との役割整理などを具体的に定めるべきと考える。	c (-801,962)	c (-331,818)	
		55: 災害対策基本法と国民保護法との境界や、災害対策本部長の権限について、より明確にしていくことが望まれる。	c (-498,348)		
		56: 災害対策基本法が、従来の災害に関する法律での不足する部分を補填し、関連づけ、調整する法律であることを明記すべきではないか。その上で、各機関の責務を明確化すべきではないか。	c (-551,404)		
	③国の危機管理専門対応機関の創設	57: 災害対策基本法が、極めて数の多い災害に関する法律を存置したうえで、従来の法律で不足する部分を補てんし、関連づけ調査する性格の法律であることを明記すべきではないか。そのうえで、災害対策基本法および別途法による各機関の責務を明確化すべきではないか。法の主旨は、防災に関する事務の実施主体を市町村とし、実施主体の市町村を関係機関で支援する法律とすべきではないか。	c (-560,493)	c (-620,626)	
	④その他	58: 国家危機管理部門の創設について、戦後は「民主化」、現在は「地方分権」の号令のもと、中央政府による一括処理の即応性、一貫性、統一性、合理性などを捨て去ってしまっている。國に専門対応機関を創設すべき。	c (-560,493)		
		59: 市町村長は、災害などで住民に危険が迫っていると判断した場合は、災害対策基本法第60条に基づき、避難のための立ち退きを勧告し、または、避難のための立ち退きを指示することができるとなっている。しかしながら、市町村長は、防災・危機管理の専門家ではなく、一般的に各種災害に精通しているわけでもなく、避難勧告等を適切なタイミングで適切な対象地域に発令できていないという課題がある。災害対策基本法第60条の規定に基づく避難指示等については、市町村長に権限が付与され、これらの権限は、地方自治法第153条第1項により、当該市町村の職員が受任でき、また、臨時に代理できるとなっている。各種被害が多発するような状況の中で、住民の命を守るために、災害対策基本法を見直し、市町村長の権限を、例えば、防災危機管理監などを配置し、委任できるような規定を設ける。	c (-259,1255)	c (-181,1083)	
		60: 応援要請や職員派遣要請については、現実的には他の都道府県と締結した「協定」に基づいて対応しているのが実態である。しかしながら、このことは、災害対策基本法の派遣義務を課す強力な規定があるからこそ、協定等の実効性が担保されているものと考えられる。	d (-783,923)	d (-759,901)	
		61: 災害対策基本法に基づき、国、都道府県、市町村等が防災体制を整備し、防災に関する措置を講じたことにより、災害による犠牲者は数千人規模から百人未満に低減されたが、ゼロに近づけるためには、行政主導の防災では限界がある。	c (-560,488)		
		62: 個別事案について議論するよりも、根幹として災害時に被災者が望む支援をフレキシブルに行える行政の対応が必要ではないか。	c (-570,432)		

拡大版 p3

表 アンケート調査結果

テーマ		課題及び解決の方向性
大規模・広域災害対応	調整・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の大規模災害発生時において、緊急の救助等に対応するための各種広域応援部隊を統括するところが不明確になっている。災害対応体制の中にきちんと位置づける必要があるのではないか。 ・自治体間の広域連携については、現行法では具体的な運用が各自治体に任せられている。このため、都道府県下地図や利根川・荒川流域など単独での対応が困難な大規模災害発生時において、例えば他自治体への避難など広域的対応が必要となるものか、不明確な部分が多く、具体的な仕組みづくりが進んでいない。 ・広域的災害の場合には、市町村間、あるいは都道府県間をまたいで避難対策をする必要がある場合の調整が非常に難しい。 ・大規模・広域災害時には、住民救助活動などを担う実働組織として、自衛隊、消防、警察、海上保安部等が大きな役割を果たすこととなるが、組織の壁を超えた一元的初動対応の枠組みを検討することも必要である。 ・大規模災害対応として、国の現地対策本部等が設置される場合、各機関の活動や応急対策に係る具体的な調整のルール等を明確にする必要がある。 ・大規模災害対応として、国が設置する「現地対策本部」と都道府県の責任で設置する「県災害対策本部」との役割分担及び連携方法を明確化すべき。 ・大把撃災害の場合には、防災関係機関が多角活動するが、災害対策基本法では、その活動を統括する組織(連絡調整本部など)を規定すべき。 ・都道府県の区域を越える災害に対して、災害対策基本法では、都道府県相互間地域防災計画を作成できることとされているが、実効性のある計画ができるか疑問である。 ・都道府県境を越えた複数の自治体が同時に被災する大都市や大規模水害時に、迅速に対応し、被害を最小限に食い止めるためには、自治体の相互応援体制だけでは十分といえない状況にある。国において、都道府県境を越えるような大規模災害に迅速に対応するための政府機関を設置し、国主導の下に災害対応を図る必要があるのではないか。 ・近年、大規模かつ広域的な災害が発生し、地方公共団体のみでの対応では困難をきたしている場合があり、法的に国との役割を明確化する必要がある。 ・広域災害に対して、国として機能的な防災活動が行われるような連携を含めた体制づくりが望まれる。 ・避難指示などの災害対応は、基礎的自治体であらゆる市町村の役割とされている。しかし、大規模な災害や広域の災害においては、より広域的視点から災害の全体像を見て判断するため必要があり、市町村では十分な対応がなし得ない可能性がある。 ・大規模・広域災害について、国の応急対策活動要領によって、対応することとなっているが、法的根拠として十分ではなく、国の権限の根拠と範囲、都道府県の権限等と調整の方法、経費負担等も明確でない。 ・広域的災害や大規模災害が発生した場合に対するため、消防組織法に規定する「緊急消防援助隊」と同様に、災害対応の分野ごとに救援チームを編成する法的準備が望まれる。 ・大規模災害対応として、都道府県境を越える広域医療連携体制の確立が必要。 ・東海・東南海・南海地震の3種類発生を前提とした法改正に着手すべき時期にきていたのではないかと考える。 ・被災地域が限定され、地域が大きければ、各自治体の対応能力が限られる。基礎自治体の任務が重大で、特殊災害への対応強化が必要。
	国との関与の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市町村の役割と国との連携を強化する。 ・災害対応における市町村の役割・責務は大きく、災害対策基本法をはじめ多くの災害関係法令においても、その旨が規定されている。市町村は、住民に最も身近な基礎自治体としてその責務を果たすべきであるが、そのためには十分な組織体制と資源が必要である。 ・発災時には市町村における即応体制の整備と国・都道府県による人的、財政的な支援が必要。 ・災害時に、消防・警察・自衛隊は、基本的にはそれぞれの任務決定に基づき行動するため、都道府県が災害対策全体を調整することが困難な場合がある。知事に、一定の具体的な調整権限を付与することを検討すべきである。 ・政令市規制の都市において、県との役割分担から大規模するが、政令市の役割をそれ以外の市町村と区別して、政令市がより自主的に対策をとれるよう仕組みを整理する必要がある。 ・広域連携が広域的な防災の責任主体となるうえ、検討していくが、広域連携合意への権限付与、構成団体の知事の権限と分担、調整など、法的に難しい問題がある。 ・道州制が実施された場合、防災に関して、現在の県・市町村の役割分担の考え方、知事の権限、府県と市町村との関係等がどうなるのか、また、災害対策基本法等の法令がどのように改正されるのか検討することが必要。 ・今、全国で消防の広域化が進められているが、都道府県消防も否認せずに、地方の判断で選択できるように改正すべきではないか。 ・広域連携機能、専門的支援が都道府県や国に求められるが、その迅速性や正確性がどれほど担保できるか、また、国や都道府県は市町村からの要請を全部俯瞰して適切な調整を行っていくに、時間的にあるいは技術的にきちんとできるかといった懸念がある。 ・災害に関する法律等について、都道府県や国への報告が義務づけられており、市町村は同じような報告を各所管省庁ごとに、各部署がしている。災害時で現場を抱えている市町村の負担軽減のため、窓口の一本化、簡素化等をすることが必要。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の災害関連の法制度は、基本的に公助に関しての規定であり、災害発生時において、自助・共助に関して必要性が認識されてはいても、法的に位置づけられているとは言い難い。自助・共助の体制を進めるに当たっては、その根拠を明確にすることが必要ではないか。 ・災害対策基本法の「住民等の責務」においては、自らの身の安全は自らが守る「自助」が防災の基本であることを明示してはどうか。 ・災害対策基本法に「自助・共助の考え方を盛り込むなど、具体的に規定することも必要。特に、共助の重要性・必要性が芦高に叫ばれている中で、共助による救助に従事する者が負うリスク(被救助者からの損害賠償請求等)についても後ろ盾となる規定が必要。 ・住宅の耐震化や家具の固定化等を促進させるよう、具体的な仕組みづくりが重要と考えている。災害対策基本法で「住民の責務」が規定されているが、住民が取るべき対策等についてもう少し明確に規定した方が良い。 ・自助の取組みを進めながらの防災を検討すべき。例えば、家具類の倒壊・落下防止については、啓発されてもなかなか実施されない傾向があり、住宅用火災警報器と同じような法的義務付けが必要ではないか。 ・災害対策基本法では、市町村の自主防災組織の育成、地方公共団体の住民の責務を位置づけているが、自治体と住民が協働して実施する防災対策の内容を定めたものはないので位置づけが必要。 ・行政と住民の連携・協働は、地域の状況に応じた住民主体の取組みが求められると有効な手段であると考えられるが、阪神・淡路大震災の復興の過程で、市街地の復興に大きな役割を果たした「まちづくり協議会」の仕組みを活用すべき。 ・共助の一として自土防災組織があるが、災害対策基本法においては、その育成を義務づけているものの、役割は定めていない。共助の柱として積極的に位置づけ、その役割を定めてはどうか。 ・法的に自主防災組織の育成は市町村の責務とされているが、国や県の関与の方法について明確にされてはいない。法的に位置づけられた組織であることから、損害補償の法的規定が必要と考える。 ・自主防災組織は、災害対策基本法においても、組織の定義がされていてある。活動内容の基準を定めるなど、充実強化の対策が必要。 ・田舎代世が大量退職する時期に差し掛かった今こそ、自治体職員OB(消防吏員含め)こそが地域防災の担い手になるべきであるし、消防団と自主防災組織の役割分担を含め整理する時期にきている。 ・自主防災組織について、その役割・活動に關する明確な根拠は乏しく、活動開始当初は活動が見られても、年数を追うごとに活動が衰退化する傾向が見られるため、その位置づけや活動内容、支援体制などを明確にすることが必要。 ・災害対策基本法では、法人を含めた住民等の責務を定めているが、昨今の企業の防災協力活動や企業の防災力の社会的影響を勘案するに、自衛保安体制の確立、災害時における顧客や従業員の安全確保、防災訓練、防災面での地域・企業の貢献等をさらに促進するに努め、住民の責務と同様の一般的な責務規範を設けるべきである。 ・企業・事業所は、組織体制、従業員数、保有する資機材等を考えれば、その地域にとって防災上非常に有効な能力となることも考えられる。現行法ではこうした企業と地域の連携方法について全く触れていない。 ・災害対策基本法及び関係法令により、幅広く企業の危機管理体制の整備を促進することが急務と思われる。 ・被災後の復興には、被災者の雇用対策も重要であり、事業者によるBCP策定等の強化が必要。 ・地盤後の大規模災害発生時において、企業活動の早期再開は、被災地域の復旧・復興にとっても重要である。特にBCPについては、近年、その重要性が大きくクローズアップされてきた課題であり、災害対策基本法等にBCP策定の努力目標等を盛り込むべき。 ・災害対策基本法では、「住民」には法人も含まれると解釈されているが、BCPの策定など企業の役割を規定してはどうか。 ・民間事業者に対する事業継続計画の普及などに行なうかは、事業者数も多種多様にわたるため困難を伴うと思われるが、各省庁が所管する事業者間で凸凹が生じないよう、国全体で推進すべき。 ・企業等がBCPを策定することは、地域の復興に大きく寄与するものであり、企業には、積極的な対応が求められる。しかし、法的に義務づけ、これを個々具体に推進することは、客体の数などから、現行防災業務を圧迫するものであり、理念として、個々の企業の努力を止めること止めねばならない。 ・BCPについても防災上重要と認識しているが、大企業ならまだしも、中小企業にいくら必要性を説いても、厳しい経済状況の中、具体的な動きにはつながっていない。ソフト面の対策もあると思うが、法整備による経済的な支援が不可欠である。 ・今後地盤対策としてのBCP作成の民間企業の意識が高まっているが、防災上の被害想定だけでなく、経済上の被害想定を地盤ごとに作成しなければならず、難しき課題である。 ・避難対策については、最近の水害で、災害の種類、規模、地形、発生時間、地形等によって、避難場所、避難経路、避難時期等が異なり、複数パターンの避難が必要であることが明らかになった。国において、災害の検証結果や専門的知識を踏まえた対策の確立が望られる。 ・避難行動に要する時間は避難者については、避難勧告や避難指示が発令されてからでは避難完了が間に合わないことから、避難準備情報を発令する場合があるが、法的に位置づけられていない。避難勧告や避難指示と同様に、避難準備情報についても災害対策基本法に規定してはどうか。 ・災害時要援護者の避難については、共助による非常に重要な災害対策であるが、課題が多い。 ・自主防災組織等が要援護者避難支援の取組みを進めるにあたって、個人情報保護が大きな課題となっており、取組みが進むべき大きな要因となっている。取組みをより一層進めるためには、権利目的で入手した個人情報の提供(第三者提供)が不可欠である。 ・大きな課題となっている災害時要援護者支援については、避難支援プラン(個別計画)の作成・推進等のため、特に福祉行政サイドの取組みを促す措置、個人情報保護に関する法令適用の弾力化を図る措置等が望われる。 ・避難対策については、災害に関する法律ごとに規定され、基本的に市町村の責務となっているが、国及び都道府県は、情報を放すのみで、情報の精査や具体的な基準等が示されていない。 ・土砂災害における避難勧告等の前段となる土砂災害警戒情報等の発令区間の細分化が課題と考える。 <p>※広域災害時の避難関係については、「大規模・広域災害対応」に記載した回答を参照。</p>
	復興	<ul style="list-style-type: none"> ・復興に関する根拠法令の制定が必要。全国で復興まで事前に真剣に考えているところは少ないが、問題は大きい。 ・災害対策基本法においては、復興の概念が示されていない。災害対策基本法に復興を定義付け、災害復旧の章に復興を追加してはどうか。 ・「復旧」とは、道路・橋・トンネルなど壊れたものを「機能的に元に戻していくこと」であり、「復興」とは「社会の持続可能性を回復すること」と考えているが、各地域の災害からの復興を進めるうえで、制度的に「復興」の定義付けが求められている。 ・中長期的な復興支援についての法体系について整備する必要がある。 ・「災害復興」の概念の確立と、その制度的保障が求められる。そのため、今後発生する大規模災害に備え、復興の主体、体制、国と地方公共団体の役割分担、復興計画、支援内容、財源手当など復興の基本的な枠組みについて、復興基本法の制定も視座に捉え総合的に検討すべき。 ・災害対策基本法で示されている範囲は、「復旧」までであり、「復興」については記述されていない。阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、復興特別基本法(仮称)などを整備することが望ましい。 ・被災地を一貫して知り、地図が、復興への戦略を発揮できるように、制度的・財政的な裏付けが必要である。 ・がれきやごみが復興の妨げとなる。広域災害の場合は国レベルで解決すべき。 ・現行の被災者生活再建支援法を作り出した原動力は、被災者であるが、被災者の生活再建を基本として、被災地の復旧・復興を見据えた災害(防災)行政における基本法はない。 ・被災者生活再建支援法は平成19年に制定され、被災地の復旧・復興を見据えた災害(防災)行政における基本法はない。 ・被災者生活再建支援法に基づく支援金については、都道府県が交付する基金と国が1/2を負担しているが、今後、大規模災害が発生した場合を想定して、国が全面的に支援を行う制度を作るべきと考える。 ・被災者生活再建支援法の考え方や、災害復旧基金の支給に関する一定の規範以上に規定されていることの問題点について検討することが必要。 ・被災者支援に関して、今一度、民間災害保険・地震保険との関係、新たな公的保険制度(掛け金の住民負担)等、原点に立ち戻った検討も行われるべき。 ・被災者支援の基礎となる被災認定調査とり災証明の発行について、根拠法令を策定すべきである。 ・財政支援措置の多くは時間的排拒として災害ごとに特例的に決定され、安定性、迅速性に欠ける面があり、また復興については、概念が確立されていないこともあり、財政支援措置は構築されていない。こうしたことを探る。
	被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・財政支援措置の多くは時間的排拒として災害ごとに特例的に決定され、安定性、迅速性に欠ける面があり、また復興については、概念が確立されていないこともあり、財政支援措置は構築されていない。こうしたことを探る。 ・被災地の復旧・復興をめざかく、機動的に推進するうえで、復興基金の有効性が認められるが、その設置には国との協議が必要で、相当の期間を要することから、迅速に対応できるよう、復興基金の基本的な枠組みについて、地方交付税を削減することの適否も含め、検討する必要がある。 ・災害が突然に発生した場合における被災を最小限に留めるための対策への国の財政支援が重要な課題である。 ・大規模災害で被災した都道府県、市町村の財政負担は從来なものとなるので、緊急対策を実施しようとした場合に、国が直接的に財政出動するようできかねない。 ・災害救済法については、国から法定災事務とならない場合にかかる費用が額を按分して行っている。災害救助法を適用する程度の大規模災害については、基本的に全額国が負担するという考え方ではできないが、その程度に達しない災害については、都道府県が市町村とともに、按分しての被災者の支援に当たることができる。 ・広域災害の場合、住民に計画通り財政的な支援ができない可能性もある。たとえば、被災者生活再建支援法の基金は600億円しかない。しかし都道府県の財政事情によりこれ以上の追加積み立ては難しいこともあり、十分な議論が必要。 ・自助としての防災対策を進める人に対する措置や、都道府県、市町村間の防災協力等を含む財政措置があつても良い。 ・消防団活動を支える本筋の運営手段についても個人携帯に頼っているのが現状であるが、消防団費用が十分とは言い難く、消防団に対する財政措置の拡充と、確実に消防団に支払われる方策の確立を検討すべき。 ・震災対策の要は耐震化の推進であり、特に木造住宅の耐震化や家具の固定化を進めば、被災は大幅に緩和されることが考えられる。現在は住民の自発的対応と考えられており、個人の取組みには限界があり、国が中心となり耐震化に対し財政的な支援を行うなど、新たな仕組みづくりが必要と考える。
	財政負担	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的災害対応については、多くの地方公共団体等が関連することから、これらを契約し、主導的に推進する主体が必要であり、国の主導が必要ではないか。また、一方では、自助・共助・公助面で自主防災組織の活性化、企業での防災の取組み(例えは、宿泊困難者対策など)を促進するための制度の充実が望まれる。 ・大規模災害など、特に多数の負担を要する事案においては、災害現場の防護、後方支援、住民の避難誘導等、消防団の役割はきわめて大きなものがあるが、全国的に消防団員数の減少はきわめて深刻であり、一般の啓発活動のみでは限界を感じる。雇用主に一定程度人数の参加を義務付ける方策を検討してはどうか。 ・地方公共団体の場合、数年で賃動するため、人事異動直後の災害対応等に不安が残る。災害対策担当者のOB制度の導入や、今までに被災した都道府県の職員から構成される被災組織などがあれば、より一層の災害対応の向上が期待できる。 ・災害時要援護者支援活動については、補助の制度がなく、問題である。 ・避難所は市町村が設置し、地域住民が利用することを想定している場合が多い。通勤・通学者の利用までは明確に想定していないと思われる。 ・現行法では、都市部における帰宅困難者の移動など、広域的に人が移動する事案が想定されない。 ・都市部での災害発生時に、多数の通勤者等が一齊に帰宅する時の対策等に係る規定が存在しない。行政、事業者、通勤者、通学者、買い物客等の役割を明確化し、被災時の混乱を最小限に抑えるための「防災及び緊急対策に関する規定」を整備する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部での災害発生時に、多数の通勤者等が一齊に帰宅する時の対策等に係る規定が存在しない。行政、事業者、通勤者、通学者、買い物客等の役割を明確化し、被災時の混乱を最小限に抑えるための「防災及び緊急対策に関する規定」を整備する。

災害対策法制の見直し検討項目(私案)

H 23. 9. 20

武田 文男

(1) 大規模災害への対応

- ア 国の関与の拡充・役割の明確化
　　広域調整の仕組み、緊急災害対策本部の役割、緊急措置のあり方等
- イ 危機管理体制のあり方の検討
- ウ 避難者・帰宅困難者対策の充実
- エ ライフラインの維持・強化の促進
- オ 中枢機能の確保の具体的推進

(2) 自助・共助・公助と協働

- ア 自助・共助の法的位置づけ
- イ 災害時要援護者支援の促進に資する法的整備
　　個人情報保護との整合性を確保するための法的措置の明確化
- ウ 自主防災組織の充実強化・役割の具体化
- エ BCP 等企業防災の法的位置づけ

(3) 復興への取組み

- ア 復興の法的位置づけ
- イ 復興体制の整備
　　国・都道府県・市町村等の体制、住民等との協働体制の整備
- ウ 復興施策の事前準備
　　復興の方針・計画・施策の選択肢、合意形成・具体策決定手順等の準備
- エ 財政支援のあり方
　　被災者生活再建支援の財源確保、復興基金等復興財政手法の明確化

(4) 自治体の機能喪失への対応

- ア 災害時における代行制度の拡充
　　都道府県による一定の応急措置に関する代行制度の見直し、都道府県・国等による代行の仕組みの拡充

- イ 他自治体による被災者の受入れ制度の整備
- ウ 職員派遣・応援制度の強化
- エ 災害対策基本法と地方自治法等の連携のあり方

(5) 被災者支援のあり方

- ア 被災住民との情報連絡の確保
- イ 遠隔地避難者等への災害救助、生活再建等被災者支援の確保
- ウ 被害認定調査・罹災証明業務の迅速・円滑化
- エ 被災者支援台帳の整備・活用
個人情報保護との整合性確保を含めた法的整備

(6) 原子力発電所事故に関する災害対策の見直し

- ア 災害対策基本法における災害としての位置づけ
- イ 特別の対策・対応が必要(原子力災害対策特別措置法等)
- ウ 今回の教訓を踏まえた対策・制度の見直しと法整備
- エ 災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法等の連携のあり方

(7) その他

- ア 国・都道府県・市町村(政令市)・公共機関の連携のあり方
- イ 災害対応職員(消防団員等を含む。)の安全確保等に関する法整備
- ウ 災害対策における情報通信技術(ICT)の活用促進に資する法整備

[注] 法整備の進め方についての留意点

- A 迅速な実施・見直しの継続・段階的整備が必要
- B 災害対策基本法・特別法・関連法・政令・計画・条例等の適切な組合せ
- C 解釈・運用で対応可能な事柄等についての法整備による明確化も重要
- D 自治体等災害対応現場の声の反映
- E 関係法律間など法体系全体の整合性の確保
- F ICTの進展の状況等を踏まえた法整備